

新潟市教育委員会 令和3年3月 定例会会議録

日 時	令和3年3月18日(木) 午後3時30分		
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1		
教育長	前田秀子		
出席委員 (8名)	田中賢一	出席委員	渡邊純子
	渡邊節子		大宮一真
	山倉茂美		五十嵐悠介
	小野沢裕子	欠席委員	
	市嶋洋介		
会議出席 教育委員会 事務局職員 (10名)	職・氏名	職・氏名	
	教育次長 池田浩	教育総務課 係長	秋山悟
	教育次長 古俣泰規		
	教育総務課長 渡辺和則		
	学務課長 加藤浩志		
	施設課長 高橋裕幸		
	地域教育推進 課長 宇ノ井修二		
	学校人事課長 吉田亨		
	教育職員課長 栗林裕之		
	学校支援課長 山田哲哉		
他部署 出席者(0名)			

開会	時 刻	午後 3 時 30 分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (7 件)	付議第 39 号	新潟市学齢児童生徒の就学に関する規則の一部改正について
	付議第 40 号	新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び新潟市臨時教育職員に関する規則の一部改正について
	付議第 41 号	新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部改正について
	付議第 42 号	新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理に関する規則の一部改正について
	議案第 43 号	教育財産の用途廃止について
	議案第 44 号	事務局及び機関の長の人事について
	議案第 45 号	市立学校園の校園長の人事について
報告 (4 件)	第 3 次多忙化解消行動計画の策定について	
	授業づくりリーフレット電子版「e-Support」について	
	新潟市教育情報セキュリティポリシーについて	
	指導が不適切な教育職員に関する報告について	

第1 開会宣言

○教育長

ただいまから、3月の教育委員会定例会を開催します。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がございますが、これを許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、許可することで決定します。

会議録署名委員の指名

○教育長

それでは、日程第1会議録署名委員の指名を行います。新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に田中委員及び小野沢委員を指名します。

第2 付議事件

○教育長

日程第2 付議事件に入ります。

はじめに、議案第39号 新潟市学齢児童生徒の就学に関する規則の一部改正について、学務課から説明をお願いします。

○学務課長

学務課です。よろしくお願いいたします。議案第39号、新潟市学齢児童生徒の就学に関する規則の一部改正についてご説明いたします。

付議1ページをご覧ください。1、改正理由です。4月より、統合型校務支援システムが本格稼働となります。導入したシステムは事業者が開発したパッケージのシステムとなります。そのため、様式をパッケージに合わせるための改正を行わせていただきます。

該当する様式は、卒業予定児童名簿、こちらはその下の改正内容の(2)となります。様式については、付議12ページの後段となります。次の卒業児童名簿は、改正内容の(5)となり、様式については付議14、15ページとなります。卒業生徒名簿は、2の改正内容(6)となり、様式は付議16ページになります。

改正内容の(4)については、昨年4月の当委員会において不要ではないかとご指摘をいただきました。様式は市民生活課の所管様式になりましたので、このたび、帳票の変更をお願いしました。様式については付議13ページの下段となります。改正内容(1)、(3)については、入学通知の内容が分かりやすいように、文言の記載を改めるものです。様式については付議12ページ、13ページの上段になります。最後に、改正内容(7)については、国の行政手続きにおける押印見直しの取組みを踏まえ、押印を削除します。様式については付議18ページになります。施行期日については、令和3年4月1日となります。

以上、一部改正の説明となります。よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。

○田中委員

2点質問させてください。付議6ページをご覧ください。転入学校指定通知書の真ん中辺りに問い合わせ先となって、新潟市教育委員会事務局または、各区教育支援センターとなっています。私は、保護者の立場

	で考えたら、新潟市教育委員会の事務局というのはどこに問い合わせるのかなと迷うと思うのです。現行版だと、たしか学務課と入っていたと思うのですけれども、今回、それを取られた理由は何かありますか。
○学務課長	すみません、ここは学務課と記載しないとまずいところです。
○田中委員	そうですよね。分からぬですよね。付議 13 ページの下のほうに出ているのは、今のように学務課と入っていますよね。
○学務課長	そうです。申し訳ありませんでした。
○田中委員	2点目です。付議9ページをご覧ください。付議7, 8ページは小学校の卒業児童名簿で、付議9, 10ページは中学校の卒業生徒名簿ではないかと私は思うのですけれども、中学校ではないですね。
○学務課長	すみません、最初の書式の付議9ページの小学校は中学校の記載ミスです。
○田中委員	これは中学校ですよね。
○学務課長	はい。申し訳ありませんでした。
○教育長	ほかにありませんか。
	それでは、議案第 39 号については、今の部分を修正していただく等ことで、承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
○学務課長	大変申し訳ありませんでした。
○教育長	では、そのように決定いたします。
	次に、議案第40号 新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び新潟市臨時教育職員に関する規則の一部改正について学校人事課から説明をお願いします。
○学校人事課長	学校人事課です。お願いいいたします。付議 19 ページをご覧ください。議案第 40 号、新潟市教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則及び新潟市臨時教育職員に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。
	臨時教育職員のうち、常勤講師の休暇制度については、市長部局の臨時の任用職員の休暇制度に合わせる取り扱いをしているところですが、今般、市長部局の臨時の任用職員の休暇制度に新たに介護休暇等が設けられたことに伴い、関係規則について、所要の改正を行うものです。付議 24 ページをご覧ください。左側が改正案となっておりますが、従来、この種の改正については市長部局の規則の規定と同様になるよう行ってきたところですが、そうしますと、どうしても市長部局の規則の改正と教育委員会規則の改正との間にタイムラグを生じてしまうという課題がこれまでありました。この課題を解決するため、今回の改正において、常勤講師の休暇は市長部局の臨時職員の例によるし、今後は教育委員会規則の改正によらずとも、市長部局の臨時の任用職員の休暇制度の改正内容が即時に常勤講師にも反映されるよう、規定の見直しを図りました。

施行期日は令和3年4月1日です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。

特にありませんか。

それでは、議案第40号について、承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように決定します。

次に、議案第41号 新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部改正について、教育職員課から説明をお願いします。

○教育職員課長 教育職員課です。議案第41号、新潟市教育職員の特殊勤務手当支給条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。

付議32ページをご覧ください。これは先月、2月の教育委員会定例会議においてもご説明しましたが、人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、部活動指導業務に係る教員特殊業務手当について、手当額等の改定を行うものです。具体的には、国及び県の見直しを踏まえ、令和3年4月1日からは6時間以上の区分を廃止し、また、令和5年4月1日からは4時間以上3,600円を3時間以上2,700円に改めるものです。なお、付議33ページは規則の改正内容、付議34ページ及び35ページについては新旧対照表になります。

○教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。

ありませんか。それでは、議案第41号について、承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように決定します。

次に、議案第42号 新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理に関する規則の一部改正について、地域教育推進課から説明をお願いします。

○地域教育推進課長 よろしくお願ひします。地域教育推進課です。

議案第42号です。付議36ページ、新潟市長から委任を受けた新潟市芸術創造村・国際青少年センターの管理に関する規則の一部改正についてをご覧ください。まず、改正の理由です。芸術創造村・国際青少年センターゆいぽーとの一部施設において、オンラインでの施設予約が行えるよう、新潟市公共施設予約システムを導入することとなったため、同システムによる利用許可申請がなされた場合の手続き等について定めるとともに、新潟市芸術創造村・国際青少年センター指定管理者申請書様式について、申請者の押印欄を削除するものです。

改正内容です。(1)と(2)はシステム導入に当たって必要な手続き等を定めるもので、生涯学習センターなどの他のシステム導入施設と同様

の規定を置ぐものです。(1)は利用許可の順序を定めるものです。現行の申請書様式による利用許可申請とシステムによる申請に優劣はなく、どちらも申請が受け付けられた順序によって許可するものとします。また、かりに二つ以上の申請が同時に受け付けられた場合は、協議または抽選によって許可するものとします。

(2)はシステムによる申請があった場合の特例として、次の3点を定めるものです。1点目として、オンライン上で手続きを行うこととなりますので、窓口への利用許可申請書や利用変更許可申請書の提出及び利用当日の利用許可証の提示を不要とします。2点目として、システムによる利用許可申請については現行の利用許可申請書の受付機関と同一の期間に受け付けるものとします。3点目といたしまして、システムによる利用許可申請があった場合、利用許可証を発行せず、システム上で許可の通知をするものとします。

続いて、(3)です。行政手続きの簡素化等の観点から、付議 41 ページ別記様式5号、指定管理者指定申請書の申請者の押印欄を削除します。

3番、施行期日については令和3年4月1日より施行します。以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。

○小野沢委員

これはオンライン上で申し込みをしたときに申し込みを受け付けましたというのがシステムから申請した人のところに、申請をしたスマートフォンやパソコンに届くということですね。それを保管しておいて、入館するときにこのように申請して認められていますということを見せるのですか。

○地域教育推進

そうです。

課長

○五十嵐委員

予約システムによる申請が同時に受け付けられたときという話がありますが、例えば、14 時 45 分に窓口に持つていて、受け付けをしている最中にシステムが入ってきたらそれが同時だということなのでしょうか。

○地域教育推進

課長

実は、同時というのはほぼないと思っています。受付窓口に用紙をお持ちになった方がいた場合、それを基にゆいぽーとの職員が入力を始めます。最終的に外部からの入力とゆいぽーとの職員の入力のどちらが先に最後のボタンを押すかで決まりますので、同時というのはほぼ考えられません。ただ、お二方とも用紙を持ってゆいぽーとにおいてになった場合、これが想定されますので、同時という表現を入れました。ほとんどないと思っています。

○五十嵐委員

そういうことですよね。分かりました。

○教育長

ほかにございますでしょうか。

それでは、議案第 42 号について、承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように決定します。

次に、議案第43号 教育財産の廃止について、施設課から説明をお願いします。

○施設課長

施設課です。よろしくお願ひいたします。付議 42 ページをお開きください。議案第 43 号、教育財産の用途廃止について、ご説明いたします。

はじめに、1の概要ですが、潟東小学校は平成 28 年の3校統合による児童数の増加に対応するため、潟東中学校に校舎を併設する形で移転改築を行い、令和3年4月1日に新校舎の供用開始を予定しております。これに伴いまして、現在の潟東小学校の土地、建物などについて、財産分類上の位置づけを教育財産から普通財産に切り替えるために、同日付で教育財産の用途を廃止するものです。

次の2、改正内容ですけれども、潟東小学校の土地、建物の面積などを表示しております。

最後に3、その他ですが、用途廃止後の土地、建物の利活用につきましては現在、未定でありまして、今後、市長部局で検討することになっております。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。

特にないでしょうか。

それでは、議案第 43 号について、承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、そのように決定します。

次に、議案第44号 事務局及び機関の長の人事について 及び 議案第45号 市立学校園長の人事については、人事案件であることから、非公開したいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、公開案件の終了後に非公開案件として再開し、審議します。

第3 報告

○教育長

次に、日程第3 報告に入ります。

はじめに、第3次多忙化解消行動計画の策定について、学校人事課から説明をお願いします。

○学校人事課長

第3次多忙化解消行動計画がまとまりましたので、概要版でご説明させていただきたいと思います。こちらのカラー版の一枚物ですけれども、A3二つ折りの資料をお出しいただきたいと思います。二つに折つていただいて、こちらが表紙になりますので、表紙からご説明させていただきたいと思います。

本計画は、目標に教職員のワーク・ライフ・バランス確立のため、学校園、教育委員会、地域・保護者等が一体となって教職員の長時間勤務

の縮減を推進することを掲げ、その指標である1か月の時間外在校等時間 45 時間以内、1年間の時間外在校等時間 360 時間以内、1年間 14 日以上の年次有給休暇を取得する教職員の増加を協働・分担による 35 の取組によって達成するものとなっています。

下のグラフをご覧いただきたいと思います。これまでの取組の成果と課題ですが、3年間でどの職種も時間外在校等時間は着実に減っています。一方で、教頭及び主幹教諭は依然として 50 時間を超えている現状があります。また、教諭でも平均時間外在校等時間が 30 時間を超えており、30 時間ですので、年間にすると 360 時間を超てしまうということで、この指標の二つ目、年間 360 時間以内にするのは依然として難しい状況であるという現状です。

なお、このグラフは平成 30 年度から令和 2 年度までの 3 年間のデータなのですが、お手元の資料には記載が落ちておりましたので、学校園等に発出する際に期間を加えておきたいと思います。

続いて、見開きをご覧いただきたいと思います。本計画の基本理念は、新しい学校生活様式の創造です。一人の教職員、一つの学年、一つの学校で抱え込みず、協働しながら役割を分担して、教職員のワーク・ライフ・バランスを確立します。

その 35 の取組を三つの窓に整理いたしました。窓 1 が地域・保護者・外部人材等との協働・分担です。例えば、①学校事務支援員の配置の拡充など、七つの取組を行います。

窓 2 が同僚との協働・分担で、九つの取組を行います。その⑤がちょうど下に吹出しになっているのですけれども、そこに時差勤務の導入と活用例をお示ししております。例えば、B 先生が遅出の時差勤務を活用しているときに、A 先生は B 先生のクラスの朝の会に出て、その分、A 先生は部活動指導を B 先生に任せて授業準備等を行うなど、二人の先生が学級担任の業務や部活動等を協働しながら分担して行います。

窓 3 が教育委員会等との協働・分担で、19 の取組を行います。⑫を吹出しで下のほうに示してあるのですけれども、研修の精選・オンライン化の推進は、オンラインでの研修の開始時刻を遅らせて開催することで、これまで移動にかかっていた時間をほかの業務に当てることができます。研修時間は短くなったものの、内容が精選され、効率よく研修することが可能になります。

これは一つの例をそこに示したものなのですけれども、また折っていただいて、裏表紙には各窓の重点的な取組を示しております。窓 1 のスクールロイヤーや学校事務支援員の配置など、これまでに成果を上げた取組を継続あるいは拡充とともに、窓 2 と窓 3 にありますけれども、中学校学年担任制の推進や校務支援システムによる事務の効率化などの新たな取組も加え、引き続き教職員の多忙化解消に向けて取り組んでまいります。

なお、一番下にQRコードがありますが、このQRコードから第3次多忙化解消行動計画の詳細を見られるように設定する予定です。詳細はこのような冊子版になっていまして、これまでの成果と課題等をアンケートを基にまとめたものから、ただ今ご説明した内容の詳細が示されているということです。

○教育長 ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。

○山倉委員 3番目の一一番下の窓3なのですが、電話のところです。今、5時以降は学校に電話をかけないようにということになっていますよね。そういうものは地域の人や保護者的人に浸透しているのでしょうか。

○学校人事課長 浸透してきつつあるとおっしゃっています。朝は7時45分からということで統一して電話の時間をお知らせしていますので、最初の頃は、まだその前から電話が鳴ったりしていたのですけれども、徐々にその決められた時間以降に電話が来るようになっていますし、勤務時間終わりの方も大体守られるようになってきていて、教職員のアンケートを見ますと、とてもそこが市で統一していただけてやりやすかったということで、好評価をいただいているところです。

○山倉委員 そうですか。とてもよかったです。

○小野沢委員 窓2の同僚との協働・分担で、中学校学年担任制の推進とあります。これはこの前、鳥屋野中学校にCSスクールでお邪魔したときに、この制度を利用して、先生方にも余裕ができるととてもよいというお話を聞いたのです。ただ、これが学校の規模によって難しいところがあるのかなという心配もあります。どの学校でもこれが進められるようにと教育委員会では進めたいというお考えですか。

○学校人事課長 確かに、学校の規模によってやりやすさには違いがあると思います。ですので、一律に必ずやってくださいということではないのですけれども、できるところから進めていくということで、今の鳥屋野中学校の好事例等をいろいろまたほかの学校にも周知していきたいと思っているところです。

○小野沢委員 これがどの学校でもできるように工夫されるといいですね。

○学校人事課長 そうなっていくと成果が出てくるのではないかと考えています。

○渡邊委員 今的小野沢委員から出た複数担任制の学校で、「一緒に見ることで何か問題があつたら気がついたり、いろいろなことの未然防止に役立っている」というお話もあって、本当に大切なと思いました。

それに関連して、今回の資料を読ませていただいて、多忙化解消行動計画の24ページの窓2の④生徒指導体制の充実についてなのですが、1段落目のところに「情報共有システムの見直しなどで生徒指導体制の強化に努めます」とあります。そこは今までやってきたことに加え、どのように情報共有の変更があるのか教えていただけたらよろしいでしょうか。

○学校人事課長	ここは、やはり学校の規模もありますので、校内のシステムについてはさまざまな進め方があると思います。
○教育長	支援課で何か補足説明があれば。
○学校支援課長	情報共有システムの見直しですが、個人情報になりますので、その取り扱いには注意をして、厳封して直接届けたりということをしていたのですけれども、校務支援システムを活用することで、他の学校の人には絶対に見られないような環境の中で、例えば、不登校傾向のある子どもやその他生徒指導にかかわるような情報をやり取りするということで、そういったやり取りに関する時間をかなり短縮するということを今、模索しているということです。
○渡邊委員	校内ですか。
○学校支援課長	あるいは、相談センターと各校とか、ぐみの木教室と各校というような形を今、模索しています。
○渡邊委員	そうすると、情報共有システムを使うことで文書のやり取りが今までよりスムーズになるという理解でしょうか。
○学校支援課長	そのように考えています。
	もう一つ追加していいですか。今までですと、いただいた資料が持ち上がっていくときに、そこに書き加えていってペーパーで持ち上がって引き継いでいったりするのを、同時に複数のところから書き込んだりすることで、ペーパーで積み重ねていくのではなくて、データ上でお互いにアップデート、更新していくということで、やはり時間短縮につながるし、効率的な情報共有、しかも個人情報に配慮しながらということができるのではないかと感じております。
○渡邊委員	早くにそれができるということですね。早くというか、タイムラグがなく共有できるということですね。
○学校支援課長	おっしゃるとおりです。
○渡邊委員	そういった情報で、またどのように協議できるかというところで、協働だったりができるのかなと理解しました。こういったことの積み重ねで、先生方に少しでも時間の余裕ができるといいなと思います。
○五十嵐委員	窓3のところで、⑯会計業務の負担軽減化とあります。そちらのところで、先進の実態を事例研究を令和3年度は行って、具体的方策の検討という記載があります。会計業務はトラブルになりやすいところの一つかなと思っておりますので、3年間で検討するのも重要だと思うのですけれども、窓2にある同僚との協働・分担というのも、会計業務で検討されてもいいのではないかと。複数の目でチェックするということで、間違いとかそういうものに気づきやすくなるのかなと思いますので、窓同士をくっつけることもご検討いただければと思います。
○学校人事課長	今、各窓に整理してありますが、当然、その重なりの部分が大事になってくると思いますので、そういったところも意識できるように働きかけて

いきたいと思います。

○市嶋委員

具体的な指標が分かりやすくなっていて、非常にいいなと思います。先生方の残業というか在校時間が非常に長いというグラフを見ると、やはり、教頭先生とか責任のある方がやはり長いということで、雰囲気として帰りづらいというところも大きいのかなと思います。自分の先輩方がまだ残っていらっしゃる中で先に帰るというのは、そういう雰囲気の部分も、残業というか、残って仕事をしなければいけない雰囲気になってしまっているのであれば、やはり、この指標について、どなたかが学校の中で率先して多忙化解消を職責として動く方がいないと、それこそ一人一人の感覚にお任せするような感じになってしまいそうに思うので、なるべく責任のある方、教頭先生とか教務主任の方がこれを率先して展開して共有していくということをぜひ、お願いしたいと思います。

あとは、指標の窓1から3の中身が、先生方にとって今までやっていたどの業務がこれをやることでこれだけ負担が減るのかなということを具体的に示していくのがいいと思います。例えば、窓1の⑦であれば、コミュニティスクールの体制づくり自体をすることには、やはり余計な時間がまた追加でかかるという部分ももちろんありますけれども、その結果、今までやっていたこの業務がそのくらい削減できるようなイメージで取組んでほしいというゴールを共有していかないと、また新しいことが増えるだけ増えて、では減るものは何なのかということを具体的にこの指標の中から落とし込んでもらえると分かりやすいのかなと思います。

○学校人事課長

各学校にはこういった指標をお示しし、取組等もお示ししながら、学校で1校1取組というものを進めておりますので、こういったところから、自分の学校はここを重点にやろうというのを各学校から決めていただいて、ぜひ、推進していってもらいたいと考えています。その推進役の大変な役割になると思いますので、各学校で推進役を決めていただいて進めていただきたいと考えます。

こちらの冊子の 14 ページをご覧いただきますと、四角囲みの中にこれまでの成果をまとめたものがあるのですけれども、特に4番、これまでの取組を進める中で、休暇を取得してもよいという雰囲気が少しづつ生まれてきて、教職員に自分時間大切にする意識が芽生えているという成果も出てきていますので、早く帰っては悪いとかそういうところで遠慮しなくなっている、お互い今まで気持ちよく勤務していくという雰囲気ができつつあるのかなととらえているところで、そういうこともぜひ、学校に成果として伝えていきたいと考えています。

○大宮委員

私もこの資料を見ていただきまして、大変分かりやすくて素晴らしいなと思います。何かあったときに活用できればと思っています。

窓1の①学校事務支援員の配置、18 ページになるのですけれども、令和2年度は 25 名ということでしたけれども、多分、予算の関係とかもあって配置がなかなか難しいのかなというところで、もし可能であれば、現

場の先生方の学校の事務的なものの印刷とかと仕込みとかという部分で、機械でそういうものができるものにシフトができるのであれば、人を配置しなくても勝手に授業中に資料を全部印刷して製本して作れるくらいの機械を導入できるようであれば、いずれそれがずっと残っていくので、多少なりとも人ではない部分で支援できるのではないかというところはあるので、もし可能であればお願いしたいということがまず1点です。

あと、先ほど課長が言っていた14ページの行動計画の基本理念の囲いの2番ですけれども、私もずっとPTAにかかわっていた関係で、PTAの会合の開始時間を先生方の勤務時間内にという取組みをされている学校が多くあるのですが、多分、それは学校とPTAの会長なりで話をされたと思うのですが、そうすると、保護者が仕事を休むとか、午前中だけ出て午後から休むということになると、ある学校にいくつか話を聞かせてもらったのですけれども、PTAの役員のなり手がよりいなくなるというところで、負担が増えてしまうということで、できたらその辺は今後の課題になると思うのですが、ある程度多忙化が落ち着いた段階で学校同士で話し合っていただいて、勤務時間外でもやれるような形でしていただければと。これは連合会にも話はさせていただきますが、教育委員会としても少し考えていただければと思います。

○学校人事課長 今後、検討していきたいと思います。特に、学校事務支援員につきましては、今年度は25校だったのですが、来年度は39校ということで、少し拡充した配置ができそうだという目途です。機械の導入も併せて検討していきたいと思います。

○田中委員 新潟市の先生方を見ますと、例えば5ページですけれども、やりがいや達成感を感じるときとは、児童生徒によい変容が見られたときとか授業がうまくいったときとか、教職員から信頼されていると感じたときなどで、本当に一生懸命子どもたちのために、地域のために、学校のために頑張る先生方がたくさんおられるのです。そうしたときに、とりわけ小学校に多いのですけれども、どうしても自分で抱え込んでしまう側面がこれまでたくさん見られました。それを、今回のリーフレットにもありますように、一人の教職員で抱え込まない、一つの学年で抱え込まない、一つの学校で抱え込まない、これを前面に打ち出して、みんなで力を合わせようと、協働しながら分担してと、まさに非常に重要なキーワードだと思って読ませていただきました。

そして、これまでの取組みにおいて、今ほどもいろいろお話をあったように、例えば、PTAであったり地域であったりいろいろな方々から、先生方、頑張ってねと応援していただいている。今年度は本当に新型コロナウイルス感染症で大変で、先生方の健康が心配だ、多忙化にもっと拍車がかかるのではないかという声をたくさん聞いてきました。そういう点では、PTAや地域の方々からたくさん理解をしていただいて、応援していただけるような空気ができつつあるなと思っています。それについ

では、校長先生をはじめ学校の先生方が一生懸命やっている姿を地域の方々が、あるいは保護者が見ているからですし、また一方では、教育委員会が新潟市小中学校PTA連合会であったり、あるいは各区のミーティングであったり、いろいろなところできちんと説明をし、理解をしていくよう話をしてきた成果かなと思っております。ありがとうございます。

そこで、一つ質問なのですけれども、13 ページで、月あたり 45 時間以内の割合が書いてあります。平成 30 年度が 63.8 パーセント、令和元年が 68.6 パーセント、令和2年が 73.5 パーセントとなっているのですが、この数値は、3ページのグラフの全体数値とは違いますけれども、これは違っていいのですか。4ページの 360 時間以下の割合の全体数値は同じなのですが。

○学校人事課長 3ページのグラフが、記載が上の方にあるので少し分かりにくかったのですが、4月から10月の平均を比べたものでした。令和2年度が、まとめたところでの月で比べられるところで区切ったという事情があります。そして、13 ページは平成 30 年度、令和元年は通年を通してのパーセントを出せたのですけれども、令和2年度は12月までの数値になってしまったということもありまして、どこで区切るかが違っているために数値が変わっているということです。

○田中委員 360 時間以内は 12 月までだから数値としては同じになるということですか。

○学校人事課長 令和2年度のみ 12 月までということです。あと、平成 30 年度、令和元年は通年の数字を 13 ページは示してあります。

○田中委員 分かりました。ありがとうございます。

○渡邊委員 今のところでは、比較するためにはそろえたほうがいいと思うのですが、そこはなぜそうされないのでしょうか。

○学校人事課長 通年のデータを出すために、13 ページは完全に通年の数字が出せるところまで出しておいて、あと、令和2年度は途中までという示し方をさせていただきました。

○渡邊委員 5月、6月になったらここをまた直して載せるという意味ですか。そうではなく。

○学校人事課長 策定した時点でのということなので、3月末に正式に出す予定ですので、このままになるかなと、今のところは見込んでいます。

○渡邊委員 多分、そんなに大きくは変わらないと思うのですが、そろっていると一番いいのかなと思います。

○学校人事課長 出すぎりぎりまで検討してみたいと思います。

○市嶋委員 田中委員のお話を聞いて感じたのですけれども、働き方改革の取組をする先生方を評価するというのが、窓3の②に書いてあるのですけれども、先ほどの田中委員のお話だと、頑張って熱のある先生ほどそれが勤務時間に影響するところがあるということで、内容を見ると、改善力を

今後見るということが書かれているのです。なるべくあれば、マイナス評価ということにならないように、頑張っている先生方は時間が長くなるということとこの取組みは別の部分の評価として、なかなか難しいかもしれませんけれども、その辺りを少しよく見ないと、長く残っている先生が改善していないというマイナス評価になると、少し趣旨と違うのかなと思いますので、働き方改革の観点を踏まえた人事評価は慎重に見てくださるようお願いしたいと思います。

○渡邊委員

全体的にとても見やすくていいと思いますけれども、窓1の③部活動指導員の配置について、少し質問させていただきます。12ページに部活動指導員の配置事業(中学校)では、大会の引率も可能な部活動指導員を配置してきましたということで、とてもいいことだと思っているのですが、これが3年間で順調にどのくらい進んでいくのか。多分、部活動は子どもたちにとって大事なことですし、先生も、一生懸命やる先生と先ほど行っていましたけれども、学校の成果とか子どもの力を引き出すという大事な教育の一つでもあるので、その辺の人材の確保というか、その辺がどのように進められているのか伺いたいと思います。

○学校人事課長

まず、部活動指導員の配置については、来年度も今年度並みに進めしていく予定です。今、国の動きとしては、週休日に地域の方から協力いただきながら、部活動の顧問だけでなく、地域で部活指導ができるのかというような、部活動の地域移行という形で今、国は徐々に進めて行きつつあるという動きがあります。

山田課長から補足はありますか。

○学校支援課長

国でも全都道府県に2地区ずつ、それから全政令指定都市に1地区ずつモデルケースを実証研究しなさいということでお金もつけてくださいましたので、私どもも予算をつけていただきまして、来年度、ある中学校区をモデル地区としまして、休日の部活動を地域で分担してやっていくというモデルケースを研究してまいります。国で恐らくさまざまなデータを取りまとめて、このようなやり方がありますということを全国に示していきながら、緩やかに休日の部活動を地域に移行していくという動きが今後、出てくると思われます。

○渡邊委員

順調に進んで、子どもたちや先生の負担もなく進んでいくといいなと思っていますので、よろしくお願ひします。

○教育長

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、この件については以上とします。

次に、授業づくりリーフレット「e-Support」について、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

よろしくお願いいたします。報告1ページをご覧ください。令和3年度の授業づくりと授業づくりリーフレットの電子版 e-Support についてご説明いたします。

昨年度、教育ビジョンの中から保育と授業、生徒指導、特別支援教育

の内容を取り出して重点化した令和2年度、3年度の学校園教育の重点をリーフレットにまとめ、すべての学校園に配布いたしました。その重点の中にある授業づくりにおいては、令和3年度からは主体的・対話的で深い学びの実現に向け、そこにGIGAスクール構想の加速も加わりましたので、子どもがICTを活用する授業づくりを推進していくと考えております。

令和3年度の授業づくりについて、詳しく説明いたします。令和時代の授業づくりでは、上から、タイトルがついているすぐ下なのですが、单元・アウトプット・振り返りを意識した授業を構想し、子どもがICTを活用する授業づくりを目指していきます。そのために、学校支援課では、次の3点を校長会や教頭会、研修会などを通じて学校園に周知してまいりました。
①児童生徒がICTを活用した授業を構想し、実施する。
②アウトプットを重視した授業への意識改革を図る。
③单元全体の展開を考えて①単位時間の授業を構想する。令和3年度には、特に学習過程の追求場面で一人1台端末を活用し、子どもが獲得した知識や学び方を表現するアウトプットを重視した授業への意識改革を図るようにしてまいります。そして、このような授業改革を先生方が自信を持ち各校で滞りなく進められるように、授業づくりの考え方や指導内容などを紹介する授業づくりリーフレット、これまで紙で配ってまいりましたが、その電子版、e-Supportを作成し、指導者用のタブレット端末で共有を図り、活用できるようにしてまいります。

報告3ページをご覧ください。報告3ページからは、実際の e-Support の使い方を紹介しております。はじめに、①の画面をご覧ください。例えば、学校園教育の重点のページにある保育、授業、生徒指導、特別支援教育の3本の木が示されているのですが、その内、目指す資質・能力を育成する授業の質的な向上の木を選んでクリックすると、①の右下にあるような目次のページに移りまして、その中からカリキュラム・マネジメントの推進をクリックすると、下の②の目次に移るようになっています。さらに、そこから丸印の項目を選択してクリックすると、報告4ページにあります、③や④の画面に進むことができるようになっています。カリキュラム・マネジメントをクリックすると③に飛びますし、担任が行うカリキュラム・マネジメントとはどのようなものですかというところをクリックすると④に飛ぶようになっています。

次に、報告5ページをご覧ください。先ほどと同様に、①の画面で「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改革というところをクリックいたしますと、②の目次に移ります。そこから目的に応じて項目を選んでクリックすると、報告6ページから8ページ、つまり③から⑧の画面に進むようになっております。

報告5ページの②をご覧ください。アウトプットという言葉が新しく入っております。校長会にもあらかじめこの考え方を説明し、代表校長の皆

様からスライドを見ていただいたうえでご意見などを頂戴しています。

それで、これまで新潟市は課題、まとめ、振り返りのある授業、つまり、この時間に何を学んでいるのか、何が分かって何ができるようになつたのかということを、授業者も子どもたちも常に意識しながら学ぶことで学んだことが身につき、そして、学び方も身につくということで、学力も向上してまいりました。その課題、まとめ、振り返りという基本の考え方は全く同じです。これまでアクティブラーニング、主体的、対話的で深い学びと説明していた部分を真ん中のじゅうたんの上にお団子が三つ載っている図がありますが、タブレット端末などを使いながら情報を収集して、それを精査して、そして自分なりの考えを持って、それをアウトプットする、つまり、表出する、表現する。それを友達と一緒に学びながら、より考え方を練り上げていってというように考えています。授業構造自体は変わらないです。

先ほどのアウトプットって何とご質問されたらどう答えようかなと冒頭考えておりましたら、書いてある流れを失念してしまって、申し訳ありませんでした。

続けます。現場の先生方から、子どもがICTを活用する授業の具体的なイメージを持っていただきたいと考えまして、報告8ページをご覧ください、上に⑦の画面があります。各教科の名前が並んでおりますが、教科等で実際にタブレットを使ってアウトプットを取り入れた授業をどうやればいいのだというときの授業例について、学校支援課と総合教育センターの指導主事で力を合わせて作成した、各教科での単元の構想と1時間当たりの授業の進め方の例を見られるようになっております。同じように、報告9ページから、探究的な学習の充実に向けてとなりますが、同様に画面を見る事ができますし、10ページ④の画面、パイロット校の実践に学びたいというところをクリックいたしますと、今年度、授業改革のパイロット校として取組んでいただいた学校の実践例が紹介されているとなっております。

なお、生徒指導と特別支援教育についても現在、それぞれの班で作成しております、冒頭の重点のところをクリックすると、生徒指導のところで、例えば、成長を促す指導であったり予防的な指導、そして課題解決的な指導というそれぞれのページに飛ぶような、同じような構造で現在、作っておりますし、特別支援教育についても同様に考えております。今後、学習環境の変化を見据え、教師用端末を授業づくりに活用してもらえるように、現場の先生方からの要望にもこたえながら、随時内容を更新してまいりたいと考えております。

なお、QRコードをつけておけばよかったですけれども、後ほど、新潟GIGAサポートウェブと検索していただきますと、そのページが出てまいります。まだ授業づくりはアップしておりませんが、今後、アップしてまいりたいと思います。これまでにGIGAスクールサポーターで作成したさ

さまざまなタブレット端末の使い方等に関する動画等も掲載されておりますので、ぜひ、後ほどご覧いただきたいと思います。新潟GIGAサポートウェブです。以上、よろしくお願ひいたします。

○教育長

ただいまの説明にご質問、ご意見等ございましたら、挙手をお願いします。

○市嶋委員

今後、こういったもので情報も集まってきたやすいでしょうし、先生方の情報、お互いにどのような進め方でどのような授業をやっているのかというところが、一つのこのページに集まってくれれば非常にいい活用ツールになるのではないかと感じました。恐らくあるとは思うのですけれども、こういったサイトの利用率とか、先生方がどのくらいアクセスしているのかとか、これがどのくらい使われているのかなということが改善の一つの指標になったりすると思いますので、できれば先生方がどのくらい、ログインしないと実際は分からぬかもしれないのですけれども、分かればいいなと思います。

もう1点が、一部なのですけれども、何ができるのかということと、新潟市がこういう方向で考えていますということは、家庭教育も、例えば、保護者としてもデジタル端末で子どもと一緒に先生と親と同じ方向を向いて教えていくというところも大事かなと思ったのです。先月くらいに学校からiPadの利用の確認書が来ていると思うのですけれども、あれも具体的な目指す形とか、保護者としてはこういう家庭教育に使っていただけたのだというところの共有がなかなか、これからだと思うので、QRコードの中に保護者向けとか、一部でいいので、専門的ではないようなところを、ぜひ、目的とかアウトプットに使えるとかという、学校でこんなふうにやっているとか、家ではこんなふうにやってくださいねというのが保護者と共有できるような形でやってもらえるようになるといいなと思います。

○学校支援課長

先日、議会でもそのように、保護者の中に、こういったタブレットを子どもが授業でどのように使うのか、家庭に持ち帰ったときに親としてどうすればいいのかというのは非常に不安に思っている方もたくさんいるので、何らかの方で周知してほしいというご意見を頂戴していますし、今、委員から言っていただいたように、保護者もここを見ればそういうことが見られるのだということを今後、周知してまいりたいと思います。

○渡邊委員

質問をお願いします。授業づくりリーフレット電子版は、例えば、こういった新しい情報機器を使った授業をどうするかということではなくて、令和3年度の新潟市の授業づくりについての電子版のリーフレットというとらえでいいのですか。

○学校支援課長

そうです。GIGAスクールのことだけではなくて、もちろん、それも含めた事業づくりもそうなのですが、総合的な学習の時間をどうするとか、今言われているカリキュラム・マネジメントをどうするのか、生徒指導とか、さまざまな、新潟市が重点堤に考えていることを電子版でお伝えするというページです。

- 渡邊委員 そうすると、今までの紙ベースのものよりも内容を充実するというか、多くなるということなのでしょうか。
- 学校支援課長 分量的には多くなると思います。クリックするとまたページが飛んでいきますし、見たいページを自分で選んで選択して見ることもできるということになります。
- 渡邊委員 それはだれでもアクセスできるのですか。
- 学校支援課長 そうです。先生方は自分が貸与されたタブレットの中に入れていつでも見られるようにしていただきたいと思いますし、先ほど市嶋委員からもお話がありましたようにここを読み取るととか、ここを打ち込むとそのページが出るということを周知すれば、どなたでも見ることができるものです。
- 渡邊委員 オープンなものですね。それこそ新潟市と関係ない人も参考にしたりできるのですか。
- 学校支援課長 そうなります。
- 渡邊委員 すごいですね。ありがとうございます。
- 小野沢委員 これを活用していく上で、質問があった場合には、その質問を載せるとか、送るところはあるのですか。
- 学校支援課長 これを見て何か聞きたいことがあった場合ということですね。現在、まだそこまでは構想していなかったのですけれども、やはり双方のやり取りがあると、これをご覧いただいた、先生方や保護者が多いと思うのですが、その場で必要なことをやり取りできるので、それも検討してみたいと思います。
- 田中委員 私も小野沢委員と全く同じことを考えていたのですけれども、これを見た教職員や保護者の方が、いろいろもっと聞きたいとか、もっと詳しく知りたいとかという質問やがあると思うので、ぜひ、そういうものをどこかに書き込めるような窓口を作っていただけるといいかなと思いました。
- それから、学校園教育の重点が変わるたびに、すべての先生方にこれがリーフレットとして今まで配られていたわけですけれども、そのときは確かに先生方も見るのですが、時間とともにどこかにしまい込んでしまったりというケースもけっこうあったりするのです。それが今回、e-Support を通じて本当に日々使えるものになっていくなと思いました。とても工夫されていて素晴らしいなと感じました。
- 一つ質問なのですが、報告6ページですが、上のほうで、子どもの姿として、学習主課題の答えを共有するというところがあります。答えという言葉に私は非常に引っかかりまして、これだと何か正解、不正解の答えみたいに聞こえてしまいます。実際、先生方が授業の中でやるのは、学習課題に対する解決策を共有する、あるいは、学習課題に対するまとめとかまとめの考え方を共有するということなので、答えという表現が適切なのかなということが大変気になったところです。
- 学校支援課長 これまで、課題に正対したまとめをするということで各学校現場にお伝えしてきましたので、課題に正対した、答えという言葉が使ってあります

すが、まとめというかそういうことになりますので、決して正解とかそれだけの意味ではありませんので、また少し言葉を吟味したいと思います。

○教育長 ほかにありませんか。

よろしいでしょうか。それでは、この件については以上になります。

次に、新潟市教育情報セキュリティポリシーについて、及び 指導が不適切な教育職員に関する報告については、セキュリティ上、公開できない情報、個人情報を含む案件となりますので、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、公開案件の終了後に非公開案件として再開し、報告します。

第4 次回日程

○教育長 続いて日程第4 次回の日程について、教育総務課からお願ひします。

○教育総務課長 4月につきましては、4月23日(金)、5月につきましては、5月28日(金)、時間はいずれも午後3時30分からを予定しています。

第5 公開終了

○教育長 以上で公開案件を終了します。これより定例会を非公開としますので、傍聴人・報道の方はご退席をお願いします。

第6 付議事件(非公開)

○教育長 これより定例会を再開し、報告に入ります。

はじめに、議案第44号 事務局及び機関の長の人事について、教育総務課から説明をお願いします。

議案第44号 事務局及び機関の長の人事について審議 ⇒ 承認

○教育長 次に、議案第45号 市立学校園の校園長の人事について、学校人事課から説明をお願いします。

議案第45号 市立学校園の校園長の人事について審議 ⇒ 承認

第7 報告(非公開)

○教育長 次に、報告に入ります。

はじめに、新潟市教育情報セキュリティポリシーについて、学務課から説明をお願いします。

新潟市教育情報セキュリティポリシーについて報告

○教育長 次に、指導が不適切な教育職員に関する報告について、学校人事課から説明をお願いします。

指導が不適切な教育職員に関する報告について報告

第8 定例会閉会

○教育長 これで定例会を閉会します。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

田中賢一

署名委員

小野沢裕子